

第5回 石狩市地域防災計画・水防計画改訂検討委員会【要点筆記】

日 時：平成24年8月3日（金）15：00～17：00

場 所：石狩市役所4階 401・402会議室

出席者：次のとおり

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	加賀屋 誠一	○	委員	熊谷 雅之	○
委員	竹口 尊	○	委員	藤山 和弘	×
委員	菊池 政幸	○	委員	藤巻 信三	×
委員	石川 國弘	○	委員	五十嵐 正勝	○
委員	東 重孝	○	委員	有馬 信	×
委員	千葉 則理	○	委員	米澤 哲	×
委員	覚知 邦夫	×	委員	小沼 陽子	○
委員	古泉 利雄	○	委員	羽田 美智代	○
委員	山田 義晴	○	委員	荒川 よし子	×
委員	酒井 志津子	○			
事務局	所 属		氏 名		
	総務部長		佐々木 隆哉		
	総務課危機管理担当課長		市園 博行		
	総務課危機管理担当主査		山口 恒心		
	総務課危機管理担当主任		笠井 剛		
	本計画改訂業務委託契約先		株式会社ドーコン 3名		

傍聴者：6名

1. 開会

2. 委員長挨拶

【加賀屋委員長】

- ・先日、石狩川流域圏会議に出席した際、災害への備えとして気象庁や気象台が発表または公表する情報が役に立つことが話題になった。
水位や土壌について指数表示しているほか、色々な河川に関する情報が公開されている。防災にあたってはこれら情報をぜひ有効に活用して欲しい。
- ・避難所が緊急時に役立つためには、日頃から適切に管理されていることが重要である。
河川氾濫が起これば住民に避難指示が出された他都市では、避難先とした施設が普段使用しておらず設備等の管理が不十分だったため、避難所として有効に機能しなかったという例がある。
適宜避難訓練等を通じて避難所開設の手順や避難所の設備等を確認するなど、日頃からの対策が必要である。
- ・本日は、このようなことも念頭に置きながら活発な議論をお願いしたい。

3. 前回議事録の確認

(1) 情報提供

【事務局：山口 危機管理担当主査】

- ・8月1日から災害情報を発信するツイッターの運用を開始した。災害時や災害発生のある場合に避難情報などを発信し、避難情報のほか、避難所に届けられる救援物資などに関する情報も想定している。
災害に関する情報発信が基本であるため、平常時のツイートは原則行なわない。
- ・以前に紹介した緊急速報メールで配信される情報と一部は同じ内容となることが想定されるが、配信されるタイミングや内容が使い分けられる可能性があるため、ツイッターと併せて登録し、情報入手手段を増やすことを勧めたい。

(2) 前回議事の概要

【事務局：(株)ドーコン】

- ・「第4回検討委員会議事録」を配布し、議事内容や各委員の発言等についての確認を行った。

4. グループ別意見交換

(1) 本日の委員会の進め方

【事務局：(株)ドーコン】

- ・「グループ別意見交換会」として、出席している委員を2つのグループに分け、各グループ内での意見交換と各グループの意見の発表を行う。
- ・第2回から第4回の委員会での意見交換を踏まえた地域防災計画の改定方針案を事務局より提示。その内容等について、市民の役割（自助・共助）といった観点から各グループで意見交換をお願いする。

これまでの意見交換会のテーマは以下の通りである。

- ◆第2回検討会・・・『避難勧告、指示の発令』
- ◆第3回検討会・・・『情報提供、取得、伝達』
- ◆第4回検討会・・・『避難行動』

(2) 情報提供

【事務局：(株)ドーコン】

○各項目に該当する地域防災計画記載の方針案を順次説明。

①避難勧告、指示の発令のポイント

- ・市民がどのような場合に避難勧告や指示が発令されるか、理解を図るため、市の発表基準を洪水・地震等の災害種別毎に事例を含めて解説。
- ・市民が自宅や学校・職場等で異常現象を発見した場合に、取るべき行動の判断基準となるような異常現象等のガイドラインとして事例を列記。

②情報提供・取得・伝達のポイント

- ・市民の平常時から災害情報収集の努力義務を明示することとし、市が実施する情報提供の他、各種防災関係機関の情報提供方法、防災の基本的知識の取得（自助）、周知（共助・公助）の必要性を明記。
- ・異常現象発見時・避難情報発表時における市民の努力義務を明示することとし、異常現象等発見時の市民の通報義務ならびに通報手段・通報先を明記。更に避難勧告や指示の発表

前であっても、自らの判断で避難し、自らの生命を守る努力義務を有することも合わせて明記。

③避難行動のポイント

- ・平常時から準備しておくべき事項や、物品（備蓄ならびに非常持ち出し品）のガイドラインとして、市民が平常時から準備すべき事項を明記。
- ・その他、避難時に注意すべき点や事例も合わせて明記。

（3）意見交換会

- ・委員を以下の2つのグループ分け意見交換を行う。
- ・サポートとして各グループに事務局から1名の要員を配置する。

【メンバー構成】

<グループ1>

千葉委員、古泉委員、酒井委員、石川委員、東委員、羽田委員

<グループ2>

竹口委員、山田委員、熊谷委員、菊池委員、五十嵐委員、小沼委員

5. グループ別意見発表

（1）グループ別意見発表

<グループ1>

○本地域防災計画の位置付けの再確認について

- ・地域防災計画の見直しの観点のひとつは、自助・共助の動きを促すための情報を追加することにある。
- ・地域防災計画は、石狩市全体を対象として基本的な防災の心構えを網羅的に整理する内容となる。
- ・並行して検討中の地区別の防災計画は、地域防災計画に基づき自助・共助を基本とした防災活動のあり方を分かりやすく提示するものであり、各地区の特性を踏まえて具体的な避難所や避難ルート等を示す予定となっている。
- ・地域防災計画の内容が地区防災計画にどのように反映されているかが分かるような構成を検討する必要がある。
- ・文字だけではなく、視覚的に分かりやすくする工夫が必要ではないか。

○避難勧告・指示の発令について

- ・資料 P.4 の表中「住民に求める行動」の表現について、自治基本条例の精神も踏まえ、住民の主体的な活動とすることをねらいとして「住民が取るべき行動」といった市民の役割であることを強調する表現の方が望ましい。
- ・「住民に求める行動」では、市から市民に対しての上から目線の意図を感じて好ましくない。

○情報提供・取得・伝達について

- ・資料 P.10 例示のうち、メールやツイッターは、機能は有効だが使用できる人が限定される。これに対して、サイレンや警鐘は誰にでも伝わって、より効果的と思われる。しかし、現在のサイレンは聞こえづらいという評価があるため、計画に明記する場合は、緊急時に機能するよう改善等を行うことが必要である。
- ・例示の並び順に即時性等の意味を持たせるかどうかの留意が必要ではないか。

- ・例示の手段のほかに、市民が災害情報を知った場合、周囲の住民に声掛け等で伝え合うことも重要な情報の伝達手段である。
- ・災害発見時の連絡先を消防（119 番）と警察（110 番）として明記した点は分かりやすい。

○避難行動について

- ・車での避難については、液状化や道路の損壊及び渋滞により走行が困難になることが想定されること、また、緊急車両の走行を妨げないためにも原則避けるべき。
- ・ただし、要援護者は徒歩での避難は現実的ではない。車での避難が必要な状況等について、地区単位でのルールづくりが必要である。

<グループ 2>

○避難勧告・指示の発令について

- ・使用している用語が難しいと感じる。特に「避難指示」や「避難勧告」といった表現は子供や高齢者には理解できない可能性があると思われる。思い切って石狩市独自の用語を設定するなどの試みを考えてはどうか。
- ・災害事象の例に管理されていない河川（支流）なども想定した事例を加えて欲しい。
- ・土砂災害については厚田、浜益地区に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定があることについての記載を追加すること。
- ・津波の被害については強調し過ぎる嫌いがある。東日本大震災の後でやむを得ない部分もあるが、石狩市の地形等を考慮し、客観的な津波被災の掲載をお願いする。

○情報提供・取得・伝達について

- ・メールやツイッター等の IT を利用し、様々な連絡手段を用意し、多様性を確保することは大切であり、これからも進めて欲しいと考える。
- ・ただし、IT に偏った連絡手段の多様性は、IT 機器を使用できない方々、特に高齢者の方への対応が疎かになってしまうので、その他の情報伝達手段の確保もお願いする（例えばスピーカー付きの車両を所有している民間人に情報提供を一時的に依頼するなど）。
- ・IT 以外の情報伝達は町内会を通じての方法が最も効果的と考える。そのため、町内会等による情報伝達を十分に活用することを防災計画に明記するとともに、これらを支えるための自主防災組織活動の充実や地域リーダーの育成については、「章・項」をあらためて地域防災計画に記載することを強く希望する。
- ・異常時の連絡先として 110 番は連絡先として敷居が高く感じる。市民からの情報提供の手段としてもフェイスブックやツイッター等の IT の活用を考えて欲しい。

(2) 委員長からの総括

【加賀屋委員長】

①避難勧告・指示の発令

- ・他都市の例を見ると、自治体から避難指示が出ても 100%の住民が避難しているわけではないのが現実。石狩市では、避難勧告の段階でも避難指示と同等の意識を持ち、結果的に被害が及ばない状況でも避難行動を行う心掛けが重要である。

②情報提供・取得・伝達

- ・多様な情報取得手段を有していることが望ましい。
- ・しかし、広報車などは豪雨の際は聞こえづらいなどの課題もある。また、携帯電話等の活用

は利用者が若年者などに限定されることに留意する必要がある。本日の議論でも指摘があったとおり、住民同士が声を掛け合って情報共有し合うことも重要な手段である。

③非常時持ち出し品のあり方

- ・災害時は車で避難しようとしても走れないと考えた方がよい。
- ・災害時の車の利用は、消防や警察、要援護者などに限定することを基本とすべきである。

6. 閉会

【事務局：ドーコン】

- ・次回、第6回検討委員会は8月30日（木）15時の開催とする。
- ・第6回検討委員会は9月末での開催を予定しているが現在調整中。
- ・会場等の詳細について、後日、あらためて案内する。

平成24年 8月30日 議事録確定

石狩市地域防災計画・水防計画改訂検討委員会

委員長 加賀屋 誠一